

平成28年第4回板倉町議会定例会

議事日程（第2号）

平成28年12月7日（水）午前9時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第53号 平成28年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について

日程第 3 議案第54号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第 4 議案第55号 平成28年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○出席議員（12名）

1番	小林武雄	議員	2番	針ヶ谷稔也	議員
3番	本間清	議員	4番	亀井伝吉	議員
5番	島田麻紀	議員	6番	荒井英世	議員
7番	今村好市	議員	8番	小森谷幸雄	議員
9番	延山宗一	議員	10番	黒野一郎	議員
11番	市川初江	議員	12番	青木秀夫	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原実	町長
鈴木優	教育長
中里重義	町長補佐
根岸一仁	総務課長
小嶋栄	企画財政課長
峯崎浩	戸籍税務課長
山口秀雄	環境水道課長
根岸光男	福祉課長
落合均	健康介護課長
橋本宏海	産業振興課長
高瀬利之	都市建設課長
多田孝	会計管理者
小野田博基	教育委員会 教務局長
橋本宏海	農業委員会 農事局長

○職務のため出席した者の職氏名

伊	藤	良	昭	事	務	局	長
川	野	辺	晴	庶	務	議	事
小	林	桂	樹	行	政	安	全
				議	会	事	務
				局	書	記	兼
							長

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○荒井英世副議長 おはようございます。

本日は定例会の2日目です。直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○荒井英世副議長 まず、諸般の報告を行います。

予算決算常任委員長より委員会付託案件の審査報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

○一般質問

○荒井英世副議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして質問を許可いたします。

通告1番、青木秀夫議員。

なお、質問の時間は60分です。

[12番 青木秀夫議員登壇]

○12番 青木秀夫議員 おはようございます。12番の青木です。今日は、一般質問、私1人ということなので、執行部の皆さんも気が抜けてしまっているのではないかなと思うのですが、1人であっても時間は60分しかもうけられておりませんので、答弁は要領よく簡潔によろしくお願いしたいと思います。

栗原町長も3度目の当選から、もう早くも1カ月、選挙期間中のまだ熱気が少し残っているのではないかなと思うのです。そういう中で、一方においては、また責任の重さもひしひしと感じているのではないかなと思います。その3期目の決意の新たな出発については、今月の12月の広報に非常に詳しく載っておりますので、今日はお聞きしませんし、答弁もいいかなと思っております。この選挙公約の実現には、町長一人では絶対にできないことですし、それにはやっぱり職員全員の協力が不可欠なことであることは言うまでもないと思っております。ですから、職員全員一丸となって、この町長選で公約した、公約実現に向かってご協力いただきたいと思います。

行政サービスのイロハは、何といても窓口対応というか、電話対応に尽きるのではないかなと思います。そのよしあしがこの行政サービスの評価の最大のバロメーターとなっているはずですが、公務員のイメージといいますと、テレビドラマや映画においても、無愛想、不親切が定番のように設定されておるわけですが、そうであるからといって、それに甘えてはならないと思うのです。公務員像といいますと、社会全体がある面においては、ああ、仕方ないのだというふうに容認しているところもあるのですが、決してそうではないと思うのです。そういうテレビドラマや映画に出ている公務員像を悪い見本として、反面教師として、逆に親切、丁寧な対応の説明に努めることが行政サービスのまず、いつから、今日からでも、今からでもできる第一歩だと思うので、ぜひそういうことを実現していただきたいと思います。それが結果として町長の選挙公約の実現につながるものだと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

平成28年もあと1カ月足らず、今年は法定合併協議会の設置や庁舎建設問題が議論される中で、住民投票

を実施すべきという意見、声も多く出ておりました。間接民主主義や代議制が定着している今日ですが、合併問題のように住民にとって重大な問題に関しては、時間と費用がかかっても、住民投票の必要性については異論がないところではないかと思うのです。憲法改正のように国民投票が義務づけられているわけではないですが、住民投票、合併問題のようなことは住民間の考えが割れているような場合には、住民の意思を確認するという意味で、この住民投票の賛否を問うのが、これは民主主義の最善の方法であることは言うまでもありませんので、その必要性があるのであれば、ぜひ実施したほうがいいかなと私も個人的に思っておるわけです。

そこで、住民投票には、幾つかの方法があると思います。その一つには、法律で制度化されている住民投票もあるわけです。それはどのような場合に、住民投票が法制化されていることが幾つかあると思うのですけれども、その辺のことを示していただければと思うのですけれども、根岸課長、幾つかわかるところで出していただけますか。

○荒井英世副議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 ただいまの議員のご質問ですが、住民投票、国の法律で制度化されているものは何かということなのですが、結果から言いますと4つの制度が設けられております。まず、1つ目ですけれども、それは憲法95条によりまして、地方自治特別法の制定というものがございまして、これは住民投票によりまして、その地域の同意を得て制定される法律となっておりまして、特定の自治体のみを対象とする法律となります。具体的には、住民投票を行って法となりましたものとしましては、広島平和記念都市建設法であるとか、長崎国際文化都市建設法などが挙げられております。また、2つ目になりますけれども、これは地方自治法によりまして、地方公共団体の首長もしくは議員の解職、いわゆるリコールというものが設けられております。それと、3つ目になります。同じく地方自治法によりまして、地方公共団体の議会の解散があります。そして、最後4つ目になります。市町村の合併の特例に関する法律によりまして、合併協議会の設置が国のほうの法律によりましては制度化ということで設けられております。これらの住民投票によりまして結果につきましては、拘束力が伴わないという特徴がございまして、

以上です。

○荒井英世副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 そうしますと、合併の賛否を問う住民投票というのは、法律では直接法制化されていないということになるわけですね。どのような方法、手順で住民投票が設置できるかは、今月の広報の町長の挨拶にも詳しく載っていますのですが、念のためもう一回、その辺のところを、住民投票、例えば合併についての賛否を問う住民投票を実施するには、どのような手順、手続を踏んですればよいのか。ここにも、町長の挨拶にも書いてあるのですけれども、念のためもう一回簡単に述べてください。

○荒井英世副議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 先ほど申しましたように、法律で定めていないものに関しましては、各自治体の条例で住民投票を定めなくてはならないということになります。住民投票の条例を制定することになります。いわゆる条例の制定の方法ということになります。これに関しましては3つのケースがございまして、

まず、1つ目のケースとしては、町長がみずから条例制定の発議をするという場合です。2つ目が議員の方が条例制定の発議をするというものです。そして、3つ目になりますが、これは町民の方が条例制定の直接請求を行うという方法になります。特に、こちらの3番目の直接請求の場合なのですが、こちらにつきましては選挙権を有する50分の1以上の署名が必要となります。具体的に板倉町にこれを当てはめると、12月の時点になりますけれども、有権者数で257人以上の署名が必要となっております。しかし、これらいずれの場合でも、発議をするということになりますと、住民投票の条例案を添付するということが必要となります。また、住民投票条例のこの形式につきましては、常設型というものと個別設置型、その都度その都度、その内容に合った条例を定めるかという2つの形式がありますが、いずれにいたしましても条例の制定につきましては、先ほどの3つの方法の中でどれかを選んでいくということになるかと思えます。

○荒井英世副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 そのような手順を踏んで進めるとなると、やっぱり一定の期間とか時間を要することになると思うのです。今、法定合併協議会が進行中で、まだ本当入り口にあるわけで、中身は具体的に入っていないのが現状かと思うのです。この法定協が今進行している中で、いつの日かこれが結論が出るわけですけれども、それまでの間に住民投票というのは時間がかかりますので、結論が出る前に実施しないと、その結果によっては合併法定協議会が無駄な議論になるということにもなりますので、ぜひ法定協の協議が余り進まないうちに、この住民投票を実施するのがよいかと私は思っているのですけれども、ぜひ住民投票を望むのであれば、早目に手続を踏んで実施される方向に持っていくのがいいかなと思っております。

次に、小学校の再編問題について伺いたいと思うのです。たしか去年の12月7日、ちょうど今日ですね、1年前、第1回の小学校の再編準備委員会といたしましたか、それが開催されたと記憶しております。それ以来、一回も1年間委員会が開かれていないと思うのですが、平成30年4月の西小、東小の統合は予定どおり進んでいるのか。進むのでしょうか。その辺について伺いたいと思うのですけれども、教育長、お願いします。

○荒井英世副議長 鈴木教育長。

[鈴木 優教育長登壇]

○鈴木 優教育長 今お話がありましたように、去年の12月に再編準備委員会を開催しまして、第1回、第2回も早目というふうにご検討しておりましたけれども、ここに来て、30年度開校という目途でやってきておりましたけれども、厳しい状況になっているというふうなことを言わざるを得ません。ご承知のように、収容能力関係で4校から3校にと、そしてその後3校から2校にというふうな段階を踏むというふうな形で方向性をもって対応してきているわけですが、ワンクッション置かざるを得ない実態があります。再編実行にまで持っていく1年前ということとなりますけれども、一体どうなっているのだというような話もちろほら聞こえております。年明けになってしまいますけれども、早く準備委員会を開いて、さらには地域の方々に説明をしたいというふうなことを思って鋭意努力してきているわけですが、その内容的には内容検討のスリム化あるいは実質に運営します学校運営部会との構成、それを考えると、学校現場との話し合い等を重ねてきておりますけれども、スクールバスの関係で、これがネックとなっております。今ちょうど宙に浮いているというふうな状況です。財政措置を行う等、重要項目の大きさといいますか、これが前に立ちはだかっておりますので、それに向けて何とか計算できるまでに持っていきたいのですけれども、残

念ながらまだその段階にまで行っていないという意味で、今後厳しい状況となっているなというふうなことです。その意見の集約とかも含めて、諸課題等、今現在取り組んでいますけれども、詳しい内容につきましては、この後局長のほうからお話ししたいと思っていますけれども、その点お許してください。

○荒井英世副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 余り詳しく説明要らないのですけれども、結論だけ聞きたいのです。30年4月に統合は実現するのかどうかという、その結論だけでもいいです。今いろいろ説明されても、何のことだか聞いていてわからないのですけれども、30年4月に統合できるのかどうかという結論だけで結構です。

○荒井英世副議長 鈴木教育長。

[鈴木 優教育長登壇]

○鈴木 優教育長 今説明したのが内容がわからないというのは、ちょっと私としても非常に歯がゆい感じがしますが、結論としましては、逆算しますと、4月開校は今のところ無理です。

○荒井英世副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 そうなると非常にわかりいいのですけれども、30年4月開校が無理ですと、今どんな予定を組んでいるのか。先ほど聞いたように、いろいろな何か問題があるようなのですけれども、一番ネックになっているとか障害になっているのは、何が原因で先に進めなかったのか。端的に1つ、2つ答弁いただきたいと思うのですけれども。障害となっている、前へ進めなかった理由は何なのかというのを。

○荒井英世副議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 端的に申し上げまして、スクールバスの関係でございます。スクールバスの関係で試算、財政的にどれぐらいかかるのか、その過程においてスクールバスということであったとしても、例えば北地区、北小を回るに当たっても、では経路がどういう経路で子供たちを迎え入れることができるのか。あと、それによってバスの大きさはどれぐらいがかかるのか、そういうところで、まずそこが固まらなければ、その次の試算のほうは行きませんので、それを固めて案をつくり、その後経路が決定し、運行回数、朝は1便で済む、夕方は低学年、高学年があるので、夕方は2便を出さなければならない、その運行回数、そういうものの案をまず固めまして、その後、では全部町が直営する方式、それとバスを町が購入して、運行を委託する形式、それと全部を委託する方式ということで、3つの方式があるわけですが、その辺の試算の、要は人件費も含め運転手あるいはバスの整備、バスの購入、そういうところでちょっと手間取ってしまっていて、ちょっと厳しいということになります。

以上です。

○荒井英世副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 その程度のことに1年も時間を要するのですか。スクールバスの購入なんてお金の問題ですから、これはそんな時間、検討することはないと思うのですけれども、スクールバスの運行ルートだとか、運行回数だとか、そういったのを決めるのに、そんな日本全国をやるわけでは、たかだか板倉の一部の地域だけを検討するわけですから、そんなに時間を要するとは到底思えないのですけれども、ちょっと聞いてみると、何を検討してきたのかなというふうに非常に疑問でおるわけです。今年も板倉町の流行語にもなってしまうような、平成27年度の出生者58名という数字なのですから、この傾向は今後

も続くことが予測されると思うのです。学校の再編問題は、関係する保護者ですよ、親にとっては深刻な問題だと思うのです。子供のいない無関係な人は、遠いよそのことのように、余り関心が薄いかもしれないですけども、子供を持つ親にとっては非常に深刻な問題だと思うのです。その少ない子供の親だから、親も少ないから、余り大きな声にはなっていないと思うのですけれども、子供と親にとってはこれ深刻に思っているのだと思うのです。これ一刻も早く、一年でも早く学校の再編、統合といいますか、実現することを望んでいるのだと思うのです。先ほど小野田局長が述べるように、何か随分検討に時間をかけているのを見ると、随分のんびりしているなというふうな印象を受けるのですけれども、参考までに、では28年度の4月から11月までで結構です。出生した子供は今年度どのくらいおるのですか。

それから、参考までに、ここ数年、直近の数年に出生、27年度はいいですよ、それ以前の何年間か、数年わかる範囲で出生者数をわかっている範囲で出していただけますか。

○荒井英世副議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 板倉町で出生された方でございますが、先ほど申されたとおり、27年は58ということですが、28年11月30日現在までで39人でございます。ちなみに、22年は105人、23年は95人、24年は73人、25年は86人、26年は76人ということで、22年の105人で100人台は最後で、あとは90人、70人、80人と、そんな感じで推移をしております。

以上です。

○荒井英世副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 そうしますと、今年ももう8カ月ですから3分の2終わって39人ということは、今年もこのペースでいくと、来年3月いっぱいでもた60人前後なんていうことになりかねないと。このトレンドはずっと続くのだと。この流れはこのまま続行しそうな感じが見えているわけですので、ぜひ小学校の再編については、これはもう一刻も待てないというのが子を持つ親たちの心境ではないかと思うのです。

それで、もう一つ、これは教育長も法定協に参加しておるので、法定協の実情はわかっておるわけですけども、法定合併協議会との関係で、学校の再編問題というものも絡んでくるのか、絡んでこないのか、その辺のことは事務方では水面下で法定協の準備に館林市と今話をしているところだと思うのですけれども、この問題は具体的に上がっていないのですか、上がっているのですか。事務方として。小野田局長。

○荒井英世副議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 合併協の、要は教育部会のほうで当然この関係については上がっております。その合併の関係につきまして、学校の再編については、板倉町の再編については、そのまま続行して続けてくださいというようなことです。そういう形の中で進んでいるということです。

以上です。

○荒井英世副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 そうしますと、法定合併協議会とは切り離して、この板倉町の学校の再編問題については進めてくれということで切り離されているわけですね。はい、わかりました。

ぜひ一刻も、一刻というわけにはいかないでしょうから、一年でも早く、ではもう一回聞きますけれども、

では30年の4月は統合は無理だというのであれば、今どこに焦点というか、ゴールを目指して準備しているのですか。31年なのですか、それとももっと先になってしまうのですか。

○荒井英世副議長 鈴木教育長。

[鈴木 優教育長登壇]

○鈴木 優教育長 今の状況ですと、めどはちょっとまた1年延びて32年度が確定といたしますか、今考えている年度になりますけれども。要するに同時に、南小、東小の検討を同時に実施がいいのかなというふうに思っています。ここまで来ますと。

○荒井英世副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 そうしますと、32年を目標に、場合によっては4校、ワンストップで1段階で統合ということも考えているということ。確かにこの出生数とか見ますと、そういうことも可能なわけですので、でもまた32年になったら、また検討してなんてならないように、もうやっぱり子供を持っている親たちは、特に少人数の小学校の保護者というのは相当真剣に考えていると思うのです。ぜひそんなのんきな姿勢でいてもらっては本当に困ると思うので、ぜひ、本当は32年なんて言わないで早くやってもらったほうがいいかなと思うのですけれども、ぜひお願いします。

次に、義務教育の学力について伺っていきたいと思うのですが、義務教育の学力って一体何なのだろうと。非常に難しいと思うのです。人間の欲望というのは、これは無限ですから、それは個人だけでなく、個人の集合体である企業でも国家でも、欲望が無限であることは何千年の歴史が戦争の歴史であったことから、よくこれ証明されていると思うのです。親の子供への期待といたしますか、愛情は山よりも高く、海より深しと無限であると言われていています。その親の不安心理につけ込んで、あおっているこの教育産業の姿勢もこれ、生活のため、生きるため、これもビジネスですから仕方ないと思うのです。しかし、文部省だとか教育界が指摘しているこの学力不足、学力向上とは一体何を根拠に、何と比較していることなのか。これ抽象的に具体性を欠いた指摘は、社会不安をまき散らすだけではないかと私は思っておるのです。学力とは何かといっても、ある一定の定義を定めないと、それぞれの立場で十人十色の違った解釈が出てくるので、話がかみ合わないと思うのです。やっぱり特定しない限り、限定しない限り議論はかみ合わないと思うのです。

そこで、今年実施されている小6、中3の学力テストに限定しての学力について教育長にお伺いしたいのですけれども、今文部省や、あるいは教育界が目指してる義務教育の学力とは、小6、中3に実施されている学力テストにすれば、一体どの辺を目標として義務教育の学力としているのか、お伺いしたいのですけれども。抽象的でわかりにくいですか。学力テストで教えてください。学力テストの結果で教えてください。

○荒井英世副議長 鈴木教育長。

[鈴木 優教育長登壇]

○鈴木 優教育長 申しわけありません。学力テストの結果そのものは、今現在ちょっと手元にありませんので、後でお知らせしますけれども、基本的には学力、どこにというような数字をあらわすことはできませんけれども、対象としてやはり全国レベルといたしますか、中程度といたしますか、将来役に立つ、将来生活していく中で不足とならないような知識を身につける、その部分にまで持っていくと。各教科の到達度目標がありますから、その辺までは勉強してほしいと、学んでほしいというようなところ、それが学力、抽象的ですが、数字的にはちょっとここでは申し上げることはできません。ただ、この学力調査の結果、全

県的にといたしますか、国語の力、国語力、これがないと。特に東毛地区もそうですけれども、学力的には低位であるというふうな結果が出ております。ですから、それに向けて、では何とかしようというふうなことで、これからまたハッパをかけるかといいますか、指導していくというふうなことになると思います。

○荒井英世副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 小野田局長、平成28年度の学力テスト結果は出ているでしょう。板倉町のは出ています。群馬県のは出ているよね。ここへ出せないのですか、それ。公表は。群馬県のは新聞にも出ていますよね。板倉町のは出せないのですか。28年度の結果でいいですよ。

○荒井英世副議長 鈴木教育長。

[鈴木 優教育長登壇]

○鈴木 優教育長 これは、私はずっと言っていますけれども、公表はいたしません。学校そのものに対しては当然個々の票等行きますから。これも評価といいますか、結果公表は私自身はしません。

○荒井英世副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 では、群馬県の。

[何事か言う人あり]

○12番 青木秀夫議員 では、いいや、俺が言うわ、調べたやつを。群馬県で、小野田局長、持っています。

○小野田博基教育委員会事務局長 今は持っていない。

○12番 青木秀夫議員 28年度の小学校6年生の、いろいろあるから、では国語のA、73点、平均点ですよ。算数のAが77点、中学の国語のA問題、76、数学のAが62点となっておるわけです。この点数を見て、どのように義務教育の学力というのを判断されるのか、そこを聞きたかったのです。抽象的ではなくて。そこまでいってればまあまあののかとか、それでは不十分だよとか、その辺のアバウトな見解で結構ですから、教育長、ちょっとその点数。もう一回いきますよ。国語のAが73点、小学校6年。算数のAが77点、中学の国語のAが76点、数学のAが62点。これは群馬県の全体の結果なのですけれども、これについてどのように受けとめているか、お聞きしたいのですけれども。

○荒井英世副議長 鈴木教育長。

[鈴木 優教育長登壇]

○鈴木 優教育長 今お示しの数字といいますか、当然これは手元にありますけれども、70台ですか、これをクリアとするならばいいのかなと。ただし、そんな点数は、要するにこれが中庸ですから、その前後であればいいと思いますけれども、これを超えるのを一つの目標数値として、要するに平均を超えるところ、それを町内でといいますか、私どもは超えればよろしいのかなというふうに思っています。ですから、70ですね。平均してこちら辺までいってくればいいというのは、やはり全体といいますか、50を目標としています。その上に立って、それを最低のラインとして、全国平均、これを上回るように頑張ろうというふうなことで考えています。

○荒井英世副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 いや、合格か不合格かというのを聞きたいだけなのです。テストには競争テストと資格テストと2つに分類できると思うのです。この学力テストというのは、資格テストに当たるのではないのでしょうか。一定の点数をとれば全員合格ということもあるわけで、競争テストではないのですから、資格

テストだと思うのですから、一応このテストするに当たって、一定の合格点というのを設定して、問題を作成しているのだと思うのです。その年によって難易度、受ける生徒の質によって多少点数は変動すると思うのです。でも、小学校国語のAで73点、算数で77点と。中学校の国語Aで76点、数学Aで62点、これはもっと端的に答弁していただきたいのですけれども、合格点なのか、不合格なのか、これではと。その辺のところを再度伺いたい。一言、合格か不合格かというふうに。

○荒井英世副議長 鈴木教育長。

[鈴木 優教育長登壇]

○鈴木 優教育長 7割合格だと思っています。

○荒井英世副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 私も小学校の国語、算数のA問題であっても平均点70点以上をクリアしていると、相当これ高得点だと思うのです。教育長も合格点だと言っているわけです。これ義務教育の小学生全員が対象なのですから。私自身、60年前の小学校6年生時代を振り返ってみると、この平均点70点とれたかどうか、何か危なかったのではないかなと思っております。教育長も合格点だと言っておるわけですが、ですけども、なぜか学力不足、学力不足と。学力の向上を目指さなければならないというのが文部省あたりか、どこが言っているのかわかりませんが、よくそういう問題が出ておるわけです。その学力不足、学力向上と世の中の不安をあおっているのは教育長、どこなのですか。教育長は合格点だと言っている。

○荒井英世副議長 鈴木教育長。

[鈴木 優教育長登壇]

○鈴木 優教育長 文科省がかなり高いところに基準を置いておりますので、そこがやっぱり出どころかなと思っています。それに向けて、それを出されたときに、マスコミがこういう形だというふうなことでもかなりあおっていますので、ではということで、それにどちらかといいますと学校が乗ってきてしまっているというふうなところだと思います。

○荒井英世副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 私も小学校6年のA問題であっても、70点以上とっていけば合格点ではないかなと。あの問題を、私見ていますよ、その問題。結構難しいですよ。それでも学力不足という評価、その根拠、今教育長が示したように、文部省の高級官僚から見れば、あんなものは易しい。あれは普通の人ではないですから、特殊な能力の、超能力の持ち主から見れば、こんなものは易しいと思うのは仕方ないと思うのですけれども、義務教育というのは千差万別、いろいろな生徒がいるのが対象ですから、そこで文部省の高級官僚だか学者だかがああいう学習指導要領なんていうのをつくっている、携わっている人たちから見れば、実にこんなもの簡単ではないかと思われるのは仕方ないのかもしれないけれども、やっぱり弱者の人、立場に立って考えてやってもらわないとこれは困るのです。これだけの学習能力、これだけの高得点をとっていけば、私たちの中学時代に比べると格段に難しい内容になっていると思うのです。今の中学生大変だろうと、私いつも気の毒に思っているのです。今の学習内容をある程度習得すれば、将来の社会生活には十分適応できる能力を身につけていると思うのですけれども、その辺教育長はいかがでしょうか、その見解には。

○荒井英世副議長 鈴木教育長。

[鈴木 優教育長登壇]

○鈴木 優教育長 7割合格と申しました。もちろんそれはそれでいいのですけれども、そのもとはどこかといいますと、やはり国だと私は言いましたけれども、ここに、今朝新聞をごらんになった方は気がついたと思うのですけれども、経済協力開発機構、OECDですね、この加盟国の中での国際学習到達度調査、これが発表になりました。結果として、学習内容を減らしたゆとり教育の見直しにつながっていると。なぜか。学力が落ちてきています。その対象は、このOECDの中での順位といいますか、この辺がまずいよと、悪いよというふうな結果を受けて見直したということですが、実質今回の3年に1度の結果では、15歳の学生さんの結果ですが、理数系は向上していると。そして、読解力は8位に低下、大変なこういう形で出てきているわけです。8位低下。この部分ですね。これを受けて、ではどうしよう。だめだとなってしまふわけです。これは、先ほども議員さんがおっしゃっていましたが、年度によってやっぱり子供たち、評価が変わることがあるわけです。そういう意味では、だからといって、より難しいものをやるということではなくて、やはり基準的な、基礎的なものやっていくというふうなことで、これにどんどん数字を上げなくてはいけないというふうなことはありますけれども、やはり地元の子供たちへの対応としては、基本的なものをまずは見つけさせようというふうなことです。学習内容を減らしたというふうなことから結果、出てきたものですが、それをまたもとに戻して、学習、学習、勉強、勉強というふうなことではありませんけれども、少し内容を精査して、そして指導していくというふうなことで、学力向上を目指しているところです。基本的には私自身は、今現在の力としては合格点で普通の力を持っているというふうに思っています。

○荒井英世副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 私の聞いていることには答えていないような感じがするので、今の学力、中学生程度の学力があれば、社会生活には十分適応できるのではないかと私は質問しているのですが、答えは全然違った答えをしているのですけれども。確かに学力といっても、普通の人は社会生活には十分だと思ふのです。でも、確かにこれは何を指すか、何を目的にするかによっては、あんなもの学力が足りないということになると思ふのです。それは比較すれば、上を見れば切りがない話で、オリンピックのチャンピオンだって、さらにもっといい記録を出そうと。新記録を出そうと、みんな死にもものぐるいでやっているわけです、世界一の人が。それと同じように、みんな上を見たら、これは切りがない話です。私が言っているのは普通の人を言っているのです。義務教育の大多数の一番多い層にいる人たちの話をしているのですから、話をそこら辺にかみ合わせていただきたいと思ふます。

そこで、私も中学校の社会科くらいなら見てもわかるかなと思って、教科書というか、それめくってみますと、いや、びっくりするぐらい難しいし、学習内容が中学生になじまないような、そして量が多いのにはただ驚くばかりです。教育長もたまには見ていただきたいと思ふのです。驚きますよ。例えば、公民なんていう教科書を見ますと、日本銀行の役割だとか、為替手形の仕組みだなんて載っているのです。それが試験に出るのです。普通の中学生ではまずなじまないし、理解できない。いや、中学生ではなく、恐らくここに人だつて為替手形なんて誰もわからないと思ふますよ。群馬銀行の行員だつてわからないですよ。日本銀行の仕組みなんて大概わからないですよ。そんなものを中学生に覚えさせて何の意味があるのだろうかと思ふ。群馬県の社会科の先生だつて、一人もわかっていない人が教えているのではないですか。それを中学生に、義務教育の中学でやっているのですよ、それ。ただ、公民という一つの分野だけですよ、社会科

といっても。歴史も地理もあるのでしょうから。だから、中学生の公民の中身なんかを見ますと、地方自治なんていうのを行政の財政に関する仕組みなども相当詳しく載っております。こういった場合には専決できるとか、こういった場合に再議がかけられるだとか、今そういった問題も含めて学ばなくてはならないのです。私はこの中学程度の公民を確実にマスターすれば、これは大学生にまじって就職試験に十分通用するのではないかと思っておるわけです。板倉町の役場の職員の採用試験にも、この中学生の学力で十分受かるのではないかと思うくらいです。

この義務教育の中学生にマッチしない学習内容は、やっぱり血となり肉とならないで、一過性で終わってしまって、これが大人になるとすっかり忘れてしまっているという、空回りな、ざるで水をすくうような教育をしては意味がないのではないかと思うのです。我々も子供のときに、字もわからず、内容もわからず、歌の文句なんていうのは覚えてしまいますよね。何のことだかわからなくても歌を歌ったりしているわけで、子供がするわけですけれども、そんなもの使わないうちにすぐ忘れてしまっていくわけです。それと同じようなことをやっているのかなと思うのです。やはり中学生には中学生に適した身につく、後々役に立つ学習内容がいいのかなと思っておるわけです。先ほど教育長も教育者の側に立っているから、文部省とかそういったところに同調している考えが見えるのですけれども、この各教科とも詰め込み教育が実施されているわけです。その結果、いろんな副作用が生まれているのではないのでしょうか。やっぱり学力優先、学力偏重といいますか、それが価値観の画一化につながって、やがてそれが登校拒否とか、あるいはもっと大人になるとひきこもりなんていう問題が今は社会問題になって、さまざまな問題を起こしています。いろんな新聞紙上をにぎわす事件なんか見ると、ひきこもりが原因でいろいろな問題を起こしているのが見受けられるのですけれども、詰め込み教育は、教育長の見解だといふことみたいに言っているのですけれども、やっぱり逆にゆとり教育することのほうが私は大切なのではないかなと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。詰め込み教育による副作用についてどのように考えていますか。

○荒井英世副議長 鈴木教育長。

[鈴木 優教育長登壇]

○鈴木 優教育長 私も詰め込み教育の中で生きてきた人間ですけれども、いろんなものを興味を持たせる形で、先ほど公民の話ありましたけれども、指導をするわけです。それを取捨選択するのが子供たちの能力かと思っています。そういう意味で、こんな教育をしてはというふうな、詰め込みしてはというのはありますけれども、やはりいろんな形を提示するのが学校の役割ではないかと思っています。ですから、その焦点をそこに当てている。つまり、テストの問題についてもA、Bありますけれども、Bはやはりその上を目指す者に対しての内容であると思います。Aの問題というのは、これがいわゆる普通の子供たちといえますか、対象とした内容であるというふうなことです。そういう意味では、詰め込み教育を私自身は通過といえますか、その内容にもよりますけれども、やはりある程度必要のかなと思っていますし、また私は大賛成ではありません。やっぱりそれも必要であるというふうなことを思っています。ですから、極端にゆとり教育になってしまった弊害というものが今ありますので、それをもとに戻すということで、ある程度のところまで戻すというのが現状であると思いますし、またそれがいい方向に行くのではないかというふうに思っています。

○荒井英世副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 それは学習内容が多ければ多いと、詰め込み教育は。それを吸収する能力のある特殊な少数の生徒には、これは効果的だと思うのですけれども、それ以外には逆効果ということもあるのではないですか。食べ物だって食べ過ぎればいいというものではないですよ。食べ過ぎるとよくないということもあるわけですから、義務教育の大多数の普通の生徒が対象なはずですから、やっぱり一番多い層の人の能力に応じて、歩どまりのある教育が大切なのではないかなと私は思うのです。教育長は特殊な人を対象にした話をしているような気がするのですけれども、中学校の学習内容が質、量とも増えているばかりでなく、今は小学校でも、さっき見ますと、非常に難しいことをやっておるわけです。小学校においても授業時間が足りないとか、いろいろ問題にしている中で、平成32年から5、6年生対象に英語も今度は教科として正式に採用されるわけでしょう。早いところはもっと前から前倒しでやっているのでしょうかけれども、英語を教える側、小学校の教える側の、英語を教える準備といたしますか、その準備体制は今どのような形で進んでいるのでしょうか、教育長。簡単にね、時間ないので。

○荒井英世副議長 鈴木教育長。

[鈴木 優教育長登壇]

○鈴木 優教育長 検討委員会、研究会をもちまして、いわゆる板倉町独自のテキスト、これをつくろうと。今現在5年生については完成しています。それから、6年生についてもこの1年をかけてつくり上げるということで、誰が担当になってもできるようにというふうな形で進めております。特区にしてというふうなことで、専門にというふうなことがありますけれども、そうではなくて、全体で英語教育をやっていくというふうなことで、誰がなってもできるというふうな、遠慮がちになっているというふうな学校もありますけれども、そうではないように、誰がやってもできるというふうな形で進めておりますし、この前研究授業もありまして、数学の先生が英語をやっておりました。非常にいい授業をやっておりましたので、着々と進んでおります。

○荒井英世副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 既に外国語活動と称して10年以上も前から英語教育は実施されておるわけですから、多少の準備はできているのだと思うのですけれども、平成32年から完全に実施するという事です。まさかの昭和22年に突然、問答無用で新設された新制中学ですか、あのときのようなことにはならないのだと思うのですけれども、それでもよくマスコミなんかでは出ていますよね。小学校の学校現場では、小学校の英語教育の準備にドタバタして困っているという意見がアンケート調査なんかすると圧倒的に多いと出ている。板倉町では教育長の指導でスムーズにしているということなのではないでしょうか。小学校の英語教育については、前にも何度も教育長にも伺っているのですけれども、小学校の英語教育については、大多数の保護者が賛成としているということはよくわかるのです。

そういう中で、教育長も立場上、本音、本心を述べることは、これは難しいことは理解できます。小学校英語教育は無駄だとか、「百害あって一利なし」などと、こういう場で教育長は決して口が裂けても言えないことはわかるのです。しかし、これ平成26年3月、6月の議会で、私の質問に教育長は相当突っ込んだことを答弁していますよ。例えば、日本語環境の中では、英語の早期教育は成果はないとか、国語が重要であるとか、日本の英語力は決して劣っていないとか答弁しているのです。これは教育長の、高校の英語教師として長年携わってきたので、英語教育の難しさ、また英語を理解するには超能力の持ち主か英語マニアで

もない限り習得できないということもよく熟知しているからこそ、そう答弁されているのかなと思うのです。義務教育の制度では、中途半端で役に立たない英語よりも、将来の実生活に役立つ、学ぶべきことはほかにいっぱいあると思うのです。子供たちに将来何が大切で、何が役に立つか、子供にはわかりません。正しい方向に導くのが教育界、教師の役目であると思うのです。教育者というか先生方の役割は結構これは重いと思うのです。この英語教育については、私常々言っているのですけれども、教育産業の思惑が背後にあるのではないかと考えているのですけれども、その見解についてはどうですか、教育長。

○荒井英世副議長 鈴木教育長。

[鈴木 優教育長登壇]

○鈴木 優教育長 踊らされているというふうに私自身は感じておりません。ずっとそうですけれども、着実にこれから必要になってくるわけですから、必要性から生じる英語の勉強、これは今後もどんどん追求していくべきだと思っていますし、先ほど英語はだめだというふうなこと、私自身が言ったとありますけれども、ゲーム中心であるならば、そんなものは英語でないし、最終的に話せるようになればというようなことから始まったと思うのです、この計画は。私自身は、その前に国語のほうが大事ですよ。もちろん英語もそうですけれども、その前に国語をしっかりしたもので教育してもらって、そしてその上に立って英語がいいのではないかとというふうに申したわけです。今後は、前倒しという形で私は5年生、6年生、英語が教科になるというのは、私はいいことであると。ただし、中学校との連携、これがうまくいっていないと、5年生、6年生でやる意味がなくなってくるかなと思っています。その部分を強調して、強化して、今後進めていきたいと思っています。

○荒井英世副議長 青木議員に申し上げます。

時間となりますので、まとめをお願いします。

○12番 青木秀夫議員 まだあるのではないの。

○荒井英世副議長 いえいえ。

○12番 青木秀夫議員 9時ではないぞ、さっきスタートしたのは。

○荒井英世副議長 1分プラス。

○12番 青木秀夫議員 よろしくおっしゃると言ったのが9時5分ごろだったよ。

あす12月8日は、真珠湾攻撃から75年目です。この悲惨な太平洋戦争の戦犯となると、すぐに軍部、軍人がやり玉に上げられています。戦争の背後に軍事産業の力が働いているということは、これもよく言われていることなのです。その軍国主義のあおったのが教育界であり、またマスメディアであったのも、これも事実だと思うのです。戦争遂行に加担したこの教育界の責任というのは相当大きいと思うのです。余りそういう反省はされていないような気がするのですけれども。小学校の英語教育の導入も、英語教育の専門家の多くが反対していますよね。極論を言っている人は、「百害あって一利なし」なんて言っているのを教育長もよく知っていると思うのです。そういう中で、文部省が教育産業の思惑に踊らされてというか、乗せられてというか、小学校の英語教育を導入しているような感じがするのです。後にこれは反省しても、時間を取り戻すことはできないと思うのです。一地方教育委員会の教育長ですから、国の方針に逆らえない、あるいは従うしかないということはよくわかるのですけれども、この文部省の方針にささやかでも抵抗するということはできるのではないかと考えるのですけれども、その辺についてはいかがかなと思うのですけれども。先

ほど英語教育は、これからますます必要になると言っているのはどこを根拠に言っているのか、それをお聞きしたいのですけれども。

余り日本人で、英語はできなくても、ここにいる人だってみんな生きている人がほとんどだと思うのです。日本語ができないと、これ職にもつけないわけですが、英語ができて役に立つのは学校の先生か塾の先生ぐらいなもので、余り、日本の英語といったって、昔から一部の人ができる人はいたのです。だから、戦後だって日本が世界にのして歩いて、アメリカの自動車産業までつぶしてしまったのは、日本の下手くそな英語力というか、がやったわけで、結構私なんか見えていますとあれですよ、大正時代とか、そういうとき、戦前に生まれた人、私も会社員で知っていますけれども、私らは戦後の人間は、国語もできなければ英語もできないとさんざんばかにされて苦い経験をしてきたわけですが、大正時代の人なんかは、国語はしっかりできるし、英語も結構できるのです。そういう人たちが戦後、世界をのして歩いて、日本の経済を復興させて、アメリカの電気産業だけではなく、鉄鋼も、最後は自動車産業までつぶしてしまったことがあるわけですので、それほど英語の需要というのはないのではないのでしょうか。今だって就職試験なんかで、優先順位、英語が採用条件のランキングでいくとそんな高くないですよ。そういうのはご存じでしょう。だから、英語は大切だ、大切だと言っているのは私は教育産業だけだと思うのです。その辺のことも含めて、最後に、では時間がないというのですから、文部省の小学校の英語教育について教育長の個人的見解も含めて意見をお聞きしたいのですけれども。

○荒井英世副議長 鈴木教育長、最後の答弁ということでお願いします。

[鈴木 優教育長登壇]

○鈴木 優教育長 正直言いまして、以前は中学生から始めて大丈夫だろう、間に合うだろうというふうに思いました。ところが、それが前倒しという形で実施されるならば、私自身はそれに乗っていいのではないかというふうなことで思っています。そして、興味を示すもの、それを対象としたものが将来さらに勉強するというふうなことですから、少なくとも提示しなければ子供たちは興味を持つまでには至らないと。それが生活にかかわる、かかわらないは別として、やはりそれを判断させる材料として英語も必要であろうというふうに思っています。

○荒井英世副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 では、最後に、小学校の英語教育、私はいつも思うのですけれども、子供への虐待行為ぐらいにしか思っていないのですけれども、少しも役に立たないものを作って、ほかにもっと大事なことがいっぱいあると思うので、ぜひ大事なものの優先順位を決めて、大切な小学校時代ですので、特に小学校というのは大切な時期だと思いますから、余り欲をかかずに、普通の子を対象にした教育を考えていただければと思うのです。よろしくお願いします。終わります。

○荒井英世副議長 以上で青木議員の一般質問が終了いたしました。

根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 恐れ入ります。先ほど最初に答弁した中で、ちょっと1点修正をお願いしたいと思います。

法律に基づきます住民投票の結果につきまして、法的な拘束力がないというふうに何かお話ししたみたい

なのですが、法律によります住民投票には拘束力があります。ちなみに、自治体がつくれます条例のほうに関しましては、地方自治の精神にそぐわないということで、拘束力を持たせないのが通例だということで、訂正のほうをお願いいたします。

○荒井英世副議長 以上で青木議員の一般質問が終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

10時25分より再開いたします。

休 憩 (午前10時08分)

再 開 (午前10時25分)

[副議長、議長と交代]

○青木秀夫議長 再開いたします。

○議案第53号 平成28年度板倉町一般会計補正予算(第4号)について

議案第54号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

議案第55号 平成28年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

○青木秀夫議長 日程第2、議案第53号 平成28年度板倉町一般会計補正予算(第4号)について、日程第3、議案第54号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について及び日程第4、議案第55号 平成28年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、以上の3議案を一括議題といたします。この3議案は、予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

今村予算決算常任委員長。

[今村好市予算決算常任委員長登壇]

○今村好市予算決算常任委員長 予算決算常任委員会に付託された案件につきまして、昨日審査を行いました。審査の経過及び結果について報告をいたします。

本委員会に付託された案件は、議案第53号から議案第55号までの3件であります。審査の内容につきまして申し上げます。各会計の担当課長から説明を受け、質疑応答を重ね慎重なる審査を行いました。細部につきましては、各議員十分承知のことと思っておりますので、省かせていただきます。

審査結果について申し上げます。

初めに、議案第53号 平成28年度板倉町一般会計補正予算(第4号)につきましては、原案のとおり可決決定すべきものと決しました。

次に、議案第54号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号 平成28年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告申し上げます。

○青木秀夫議長 委員長による報告が終わりました。

初めに、議案第53号 平成28年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第53号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第54号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号 平成28年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第55号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

○散会の宣告

○青木秀夫議長 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

今後の日程ですが、明日8日は休会とし、9日は総務文教福祉常任委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務調査を行い、休日を挟んで12日は産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

13日は休会とし、最終日の14日は総務文教福祉常任委員会に付託した陳情第6号について、委員長報告の後、審議決定いたします。

また、閉会中の継続調査及び審査について決定する予定になっています。

本日はこれをもって散会といたします。

大変お疲れさまでした。

散 会 (午前10時32分)